

鳥取県告示第98号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から当該指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月2日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	障害者生活支援センターまぢくら	米子市西倉吉町83-3	平成22年2月1日